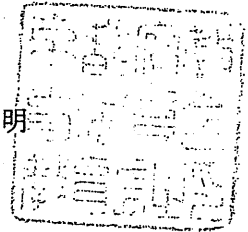


平成21年3月25日

各大学・短期大学長 様

京都府教育委員会

教育長 田原 博明



教員免許更新制の実施に伴う規則の一部改正及び制定について

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）が施行され、平成21年4月1日から教員免許更新制が実施されることに伴い、教育職員免許に関する規則（昭和49年京都府教育委員会規則第2号）及び京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第4号）の一部改正並びに教育職員免許状に係る教育の職を定める規則（平成21年京都府教育委員会規則第7号）及び教育職員免許状更新講習免除規則（平成21年京都府教育委員会規則第8号）の制定を別紙のとおり行いましたので通知します。

ついては、貴大学の関係者に周知願います。

記

- 1 教育職員免許に関する規則の改正の概要  
有効期間の更新等の手続について定めることとした。
- 2 京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則の改正の概要  
有効期間の更新等の手続に対する手数料を設けることとした。
- 3 教育職員免許状に係る教育の職を定める規則の概要  
免許状更新講習の受講対象者及び受講義務者のうち法律で一律に規定することが困難なものについて、免許管理者である京都府教育委員会が定めることとした。
- 4 教育職員免許状更新講習免除規則の概要  
免許状更新講習の免除対象者のうち法律で一律に規定することが困難なものについて、免許管理者である京都府教育委員会が定めることとした。
- 5 施行日  
平成21年4月1日

担当	指導部学校教育課教員免許担当
電話	075-414-5838

## 「教育職員免許に関する規則」の一部改正についての留意事項

### 1 別記第4号様式「基礎資格・単位修得証明書」の廃止

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部改正により、「学力に関する証明書」様式が新たに規定されたことに伴い、「教育職員免許に関する規則」で規定していた別記第4号様式「基礎資格・単位修得証明書」様式を廃止しました。

### 2 申請期間の設定

免許状の授与及び検定の申請について、個人申請の受付期間を新たに設定しました。

個人申請の受付は4月16日から1月31日までの期間に行うものとし、一定の場合のみ、この期間以外でも受け付けます。

つきましては、各大学におかれましては、自大学の学生が京都府教育委員会に個人申請する場合は、申請期間についてお知らせいただくようお願いいたします。

#### 【「教育職員免許に関する規則」該当条文】

(申請期間)

第48条 免許状の授与及び検定の申請については、4月16日から1月31日までの期間に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該期間外でも申請できるものとする。

- (1) 授与及び検定に必要な学位、修士等の基礎資格及び単位等を得た大学、短期大学等の長を経由して授与を申請する場合
- (2) 就職、進学等の手続きに必要な場合
- (3) その他教育長が特に必要と認める場合

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後																				
<p>目次 第1章～第6章 (略) 第7章 雑則 (第40条～第46条) 附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(関係法令の略称) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ右欄のよう</p> <table border="1"> <tr> <td>左</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)</td> <td>免 許 法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律 (平成12年法律第29号)</td> <td>平成12年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号)</td> <td>平成19年改正法</td> </tr> </table> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(人物の検定) 第4条 人物の検定は、国立又は公立の学校の教員にあつては免許法第2条第2項に規定する所轄庁(以下「所轄庁」という。)、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事長の証明書によるほか、必要に応じて面接を行なう。</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>第3章 免許状の授与 (免許状の授与) 第10条 免許法第5条第2項の規定による特別免許状並びに同法第5条第5項及び同法附則第7項並びに昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項の規定による臨時免許状の授与に関し必要な事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。</p> <p>第10条の2 削除 (推薦書の提出) 第10条の3 免許法第5条第3項に規定する推薦書、特別免許状授与推薦書(別記第10号様式の2)によつて行つて行うものとし、第26条の2に規定する申請書類に添えて提出するものとする。 (意見聴取) 第10条の4 免許法第5条第4項に規定による意見の聴取に必要なる事項は、教育長が定める。</p>	左	右	教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)	免 許 法	(略)		教育職員免許法等の一部を改正する法律 (平成12年法律第29号)	平成12年改正法	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号)	平成19年改正法	<p>目次 第1章～第6章 (略) 第7章 更新等の手続 (第40条～第45条) 第8章 雑則 (第46条～第51条) 附則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(関係法令の略称) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ右欄のよう</p> <table border="1"> <tr> <td>左</td> <td>右</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)</td> <td>免 許 法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法等の一部を改正する法律 (平成12年法律第29号)</td> <td>平成12年改正法</td> </tr> <tr> <td>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号)</td> <td>平成19年改正法</td> </tr> </table> <p>第2条～第3条 (略)</p> <p>(人物の検定) 第4条 人物の検定は、国立又は公立の学校の教員にあつては免許法第2条第3項に規定する所轄庁(以下「所轄庁」という。)、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人(私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。以下同じ。)の理事長の証明書によるほか、必要に応じて面接を行なう。</p> <p>第5条～第9条 (略)</p> <p>第3章 免許状の授与 (免許状の授与) 第10条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状並びに同法第5条第6項及び同法附則第7項並びに昭和29年改正法附則第7項、第20項及び第21項の規定による臨時免許状の授与に関し必要な事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。</p> <p>第10条の2 削除 (推薦書の提出) 第10条の3 免許法第5条第4項に規定する推薦書は、特別免許状授与推薦書(別記第10号様式の2)によつて行つて行うものとし、第28条の2に規定する申請書類に添えて提出するものとする。 (意見聴取) 第10条の4 免許法第5条第5項に規定による意見の聴取に必要なる事項は、教育長が定める。</p>	左	右	教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)	免 許 法	(略)		教育職員免許法等の一部を改正する法律 (平成12年法律第29号)	平成12年改正法	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号)	平成19年改正法
左	右																				
教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)	免 許 法																				
(略)																					
教育職員免許法等の一部を改正する法律 (平成12年法律第29号)	平成12年改正法																				
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号)	平成19年改正法																				
左	右																				
教育職員免許法 (昭和24年法律第147号)	免 許 法																				
(略)																					
教育職員免許法等の一部を改正する法律 (平成12年法律第29号)	平成12年改正法																				
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成19年法律第98号)	平成19年改正法																				

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行		改 正 後																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>第11条 (略)</p> <p>(特別支援学校の助教諭の臨時免許状における特別支援教育領域の追加)                      第11条の2 特別支援学校の助教諭の臨時免許状における特別支援教育領域の追加は、                      免許法第6条に規定する教育職員検定(以下「検定」という。)に合格した者に行う。</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p>第5章 単位の修得方法                      (通減する単位の修得方法)                      第18条 免許法別表第3の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>(特別支援学校の助教諭の臨時免許状における特別支援教育領域の追加)                      第11条の2 特別支援学校の助教諭の臨時免許状における特別支援教育領域の追加は、                      検定に合格した者に行う</p> <p>第12条～第17条 (略)</p> <p>第5章 単位の修得方法                      (通減する単位の修得方法)                      第18条 免許法別表第3の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受けようとする免許状の種類</th> <th rowspan="2">在職年数</th> <th rowspan="2">最低修得単位数</th> <th colspan="3">左欄の単位数に含まなければならない科目</th> </tr> <tr> <th>教科に関する科目</th> <th>教職に関する科目</th> <th>教科又は教職に関する科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">小学校教諭1種免許状</td> <td>5</td> <td>45</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>17</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>45</td> <td>4</td> <td>29</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>26</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>20</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">小学校教諭2種免許状</td> <td>10</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>17</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>40</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>35</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>30</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>25</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">小学校教諭1種免許状</td> <td>5</td> <td>45</td> <td>4</td> <td>20</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>18</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>45</td> <td>5</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>27</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>35</td> <td>4</td> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>21</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>25</td> <td>3</td> <td>18</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>45</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>19</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>35</td> <td>3</td> <td>17</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まなければならない科目			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	小学校教諭1種免許状	5	45	4	21	5	6	40	4	19	5	7	35	3	17	4	8	30	3	15	4	9	25	2	13	3	10	20	2	11	3	11	15	1	9	2	12	10	1	7	2	6	45	4	29	2	7	40	4	26	2	8	35	3	23	2	9	30	3	20	2	小学校教諭2種免許状	10	25	2	17	1	11	20	2	14	1	12	15	1	11	1	13	10	1	8	1	5	45	10	16	4	6	40	9	14	4	7	35	8	13	3	8	30	7	11	3	9	25	6	10	3	10	20	5	8	3	11	15	4	7	2	12	10	3	5	2	小学校教諭1種免許状	5	45	4	20	6	6	40	4	18	5	7	35	3	16	5	8	30	3	14	4	9	25	2	13	4	10	20	2	11	3	11	15	1	9	3	12	10	1	7	2	6	45	5	30		7	40	4	27		8	35	4	24		9	30	3	21		10	25	3	18		11	20	2	15		12	15	2	12		13	10	1	9		5	45	4	21	5	6	40	4	19	5	7	35	3	17	4	8	30	3	15	4	9	25	2	13	3	10	20	2	11	3	11	15	1	9	2	12	10	1	7	2
受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数				左欄の単位数に含まなければならない科目																																																																																																																																																																																																																																																								
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目																																																																																																																																																																																																																																																									
小学校教諭1種免許状	5	45	4	21	5																																																																																																																																																																																																																																																									
	6	40	4	19	5																																																																																																																																																																																																																																																									
	7	35	3	17	4																																																																																																																																																																																																																																																									
	8	30	3	15	4																																																																																																																																																																																																																																																									
	9	25	2	13	3																																																																																																																																																																																																																																																									
	10	20	2	11	3																																																																																																																																																																																																																																																									
	11	15	1	9	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	12	10	1	7	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	6	45	4	29	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	7	40	4	26	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	8	35	3	23	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	9	30	3	20	2																																																																																																																																																																																																																																																									
小学校教諭2種免許状	10	25	2	17	1																																																																																																																																																																																																																																																									
	11	20	2	14	1																																																																																																																																																																																																																																																									
	12	15	1	11	1																																																																																																																																																																																																																																																									
	13	10	1	8	1																																																																																																																																																																																																																																																									
	5	45	10	16	4																																																																																																																																																																																																																																																									
	6	40	9	14	4																																																																																																																																																																																																																																																									
	7	35	8	13	3																																																																																																																																																																																																																																																									
	8	30	7	11	3																																																																																																																																																																																																																																																									
	9	25	6	10	3																																																																																																																																																																																																																																																									
	10	20	5	8	3																																																																																																																																																																																																																																																									
	11	15	4	7	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	12	10	3	5	2																																																																																																																																																																																																																																																									
	小学校教諭1種免許状	5	45	4	20	6																																																																																																																																																																																																																																																								
6		40	4	18	5																																																																																																																																																																																																																																																									
7		35	3	16	5																																																																																																																																																																																																																																																									
8		30	3	14	4																																																																																																																																																																																																																																																									
9		25	2	13	4																																																																																																																																																																																																																																																									
10		20	2	11	3																																																																																																																																																																																																																																																									
11		15	1	9	3																																																																																																																																																																																																																																																									
12		10	1	7	2																																																																																																																																																																																																																																																									
6		45	5	30																																																																																																																																																																																																																																																										
7		40	4	27																																																																																																																																																																																																																																																										
8		35	4	24																																																																																																																																																																																																																																																										
9		30	3	21																																																																																																																																																																																																																																																										
10	25	3	18																																																																																																																																																																																																																																																											
11	20	2	15																																																																																																																																																																																																																																																											
12	15	2	12																																																																																																																																																																																																																																																											
13	10	1	9																																																																																																																																																																																																																																																											
5	45	4	21	5																																																																																																																																																																																																																																																										
6	40	4	19	5																																																																																																																																																																																																																																																										
7	35	3	17	4																																																																																																																																																																																																																																																										
8	30	3	15	4																																																																																																																																																																																																																																																										
9	25	2	13	3																																																																																																																																																																																																																																																										
10	20	2	11	3																																																																																																																																																																																																																																																										
11	15	1	9	2																																																																																																																																																																																																																																																										
12	10	1	7	2																																																																																																																																																																																																																																																										

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行		改 正 後			
中学校教諭2種免許状	6	45	10	21	4
	7	40	9	19	4
	8	35	8	17	3
	9	30	7	15	3
	10	25	6	12	2
	11	20	5	10	2
	12	15	4	8	1
	13	10	3	6	1
	5	45	10	12	8
	6	40	9	11	7
	7	35	8	10	7
	8	30	7	9	6
	9	25	6	7	5
高等学校教諭1種免許状	10	20	5	6	4
	11	15	4	5	4
	12	10	3	4	3
	5	45	4	20	6
	6	40	4	18	5
	7	35	3	16	5
	8	30	3	14	4
	9	25	2	13	4
	10	20	2	11	3
	11	15	1	9	3
	12	10	1	7	2
	6	45	5	30	6
	幼稚園教諭1種免許状	7	40	4	27
8		35	4	24	5
9		30	3	21	4
10		25	3	18	4
11		20	2	15	3
12		15	2	12	3
13		10	1	9	2
6		45	5	30	6
7		40	4	27	5
8		35	4	24	5
9		30	3	21	4
10		25	3	18	4
11		20	2	15	3
12	15	2	12	3	
13	10	1	9	2	
小学校教諭2種免許状	6	45	4	29	2
	7	40	4	26	2
	8	35	3	23	2
	9	30	3	20	2
	10	25	2	17	1
	11	20	2	14	1
	12	15	1	11	1
	13	10	1	8	1
	5	45	10	16	4
	6	40	9	14	4
	7	35	8	13	3
	8	30	7	11	3
	9	25	6	10	3
10	20	5	8	3	
11	15	4	7	2	
12	10	3	5	2	
6	45	10	21	4	
7	40	9	19	4	
8	35	8	17	3	
9	30	7	15	3	
10	25	6	12	2	
11	20	5	10	2	
12	15	4	8	1	
13	10	3	6	1	
5	45	10	12	8	
6	40	9	11	7	
7	35	8	10	7	
8	30	7	9	6	
9	25	6	7	5	
10	20	5	6	4	
11	15	4	5	4	
12	10	3	4	3	

2 免許法施行規則第11条の表備考第3号又は第4号の規定の適用を受け、免許法別表第3号の規定により1種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。

2 免許法施行規則第11条の表備考第3号又は第4号の規定の適用を受け、免許法別表第3号の規定により1種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表のとおりとする。

受けようとする免許状の種類

受けようとする免許状の種類	在職年数	最低修得単位数	左欄の単位数に含まれなければならない科目	
			教諭に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭1種免許状	3	25	2	13
小学校教諭1種免許状	4	20	2	11
	5	15	1	9
	6	10	1	7

左欄の単位数に含まれなければならない科目は、教科又は教職に関する科目

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行		改 正 後																																																																									
<p>3 (略)</p> <p>第19条～第22条 (略)</p> <p>第6章 申請の手続 (大学卒業者等の免許状申請書類)</p> <p>第23条 免許法別表第1、第2又は第2の2の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与申請書(別記第1号様式。以下同じ。)</p> <p>(2) 基礎資格・単位修得証明書(別記第4号様式。以下同じ。)</p> <p>ただし、免許状の種類や申請方法により証明権者が定める次に掲げる事項を記載した様式によることができるものとする。</p> <p>ア 免許状の種類及び教科</p> <p>イ 免許状申請者の氏名(フリガナ)、本籍地及び生年月日</p> <p>ウ 基礎資格を取得した教育機関等の名称及びその学部(研究科)・学科(専攻)等の名称並びに当該教育機関等の入学年月日及び卒業(修了)年月日</p> <p>エ 学位・称号等</p> <p>オ 免許状を取得するために必要な修得単位数及び免許法施行規則に定める科目ごとに一般的包括的内容を履修したことの確認</p> <p>(3) 前号の証明書で証明できない基礎資格を有する場合は、当該基礎資格を証明する書類</p> <p>2 (普通免許状に特別支援教育領域の追加を申請する者の申請書類)</p> <p>第23条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、普通免許状に特別支援教育領域の追加を行うおととする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書(別記第6号様式の2。以下同じ。)</p> <p>(2) 基礎資格・単位修得証明書</p> <p>(3) 資格認定試験合格者の免許状申請書類(教員資格認定試験合格者の免許状申請書類)</p> <p>第24条 免許法第16条の2の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与申請書</p> <p>(2) 教員資格認定試験合格証書の写し</p>	<p>3 (略)</p> <p>第19条～第22条 (略)</p> <p>第6章 申請の手続 (大学卒業者等の免許状申請書類)</p> <p>第23条 免許法別表第1、第2又は第2の2の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与申請書(別記第1号様式。以下同じ。)</p> <p>(2) 学力に関する証明書(免許法施行規則別記第2の1号様式)</p>	<table border="1"> <tr> <td>小学校教諭1種免許状</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>20</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>中学校教諭1種免許状</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>20</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>高等学校教諭1種免許状</td> <td>3</td> <td>25</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>15</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </table>	小学校教諭1種免許状	3	25	2	13	5		4	20	2	11	4		5	15	1	9	3		6	10	1	7	2	中学校教諭1種免許状	3	25	6	10	4		4	20	5	8	3		5	15	4	7	3		6	10	3	5	2	高等学校教諭1種免許状	3	25	5	7	8		4	20	4	6	6		5	15	4	5	5		6	10	3	4	3	<p>3 (略)</p> <p>第19条～第22条 (略)</p> <p>第6章 申請の手続 (大学卒業者等の免許状申請書類)</p> <p>第23条 免許法別表第1、第2又は第2の2の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与申請書(別記第1号様式。以下同じ。)</p> <p>(2) 学力に関する証明書(免許法施行規則別記第2の1号様式)</p> <p>(3) 前号の証明書で証明できない基礎資格を有する場合は、当該基礎資格を証明する書類</p> <p>2 (普通免許状に特別支援教育領域の追加を申請する者の申請書類)</p> <p>第23条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、普通免許状に特別支援教育領域の追加を行うおととする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 追加申請書(別記第6号様式の2。以下同じ。)</p> <p>(2) 領域を追加することとなる授与済みの特別支援学校教諭免許状(教員資格認定試験合格者の免許状申請書類)</p> <p>第24条 免許法第16条の2の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 教育職員免許状授与申請書</p> <p>(2) 教員資格認定試験合格証書の写し</p>
小学校教諭1種免許状	3	25	2	13	5																																																																						
	4	20	2	11	4																																																																						
	5	15	1	9	3																																																																						
	6	10	1	7	2																																																																						
中学校教諭1種免許状	3	25	6	10	4																																																																						
	4	20	5	8	3																																																																						
	5	15	4	7	3																																																																						
	6	10	3	5	2																																																																						
高等学校教諭1種免許状	3	25	5	7	8																																																																						
	4	20	4	6	6																																																																						
	5	15	4	5	5																																																																						
	6	10	3	4	3																																																																						

この表は、旧規則の規定が改正後の規定と異なる部分にのみ記載されている。また、改正後の規定が、旧規則の規定と異なる部分にのみ記載されている。

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第25条の2条 (略)</p> <p>(検定による普通免許状の申請書類) 第26条 免許法別表第3、第5、第6、第7若しくは第8又は免許法附則第9項若しくは第18項の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員検定申請書(別記第7号様式。以下同じ。) (2) 有することを必要とする基礎免許状の写し又は基礎資格を証明する書類 (3) 基礎資格・単位修得証明書</p> <p>(4) 人物に関する証明書(別記第8号様式。以下同じ。) (5) 実務に関する証明書(別記第9号様式。以下同じ。) (6) 実務調査書 (7) 身体に関する証明書(別記第10号様式。以下同じ。)</p>	<p>第25条の2条 (略)</p> <p>(検定による普通免許状の申請書類) 第26条 免許法別表第3、第5、第6、第7若しくは第8又は免許法附則第9項若しくは第18項の規定により、免許状の授与のための検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員検定申請書(別記第7号様式。以下同じ。) (2) 有することを必要とする基礎免許状の写し又は基礎資格を証明する書類 (3) 学力に関する証明書(免許法施行規則別記第2の2号様式又は同規則別記第2の4号様式) (4) 人物に関する証明書(別記第8号様式。以下同じ。) (5) 実務に関する証明書又は技術に関する証明書(別記第9号様式。以下同じ。) (6) 実務調査書 (7) 身体に関する証明書(別記第10号様式。以下同じ。) 2 免許法第5条の2第3項の規定により、新教育領域の追加のための検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員検定申請書 (2) 有することを必要とする基礎免許状の写し (3) 学力に関する証明書(免許法施行規則別記第2の3号様式) (4) 人物に関する証明書 (5) 実務に関する証明書 (6) 実務調査書 (7) 身体に関する証明書 (8) 領域を追加することとなる授与済みの特別支援学校教諭免許状</p>
<p>第25条の2 (略)</p> <p>(臨時免許状の申請書類) 第27条 第3章の定めるところにより、臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員検定申請書 (2) 受検資格を証明する書類(学校の卒業又は修了証明書、教員免許状の写し、看護師又は保健師免許証の写し等とする。) (3) 学業成績証明書若しくは基礎資格・単位修得証明書又はその他の学力を証明するにたりの証明書 (4) 人物に関する証明書 (5) 技術に関する証明書(技術を有することを条件とするものに限る。) (6) 身体に関する証明書 (7) 臨時免許状による任用事由書(別記第10号様式の3。以下同じ。) 2 (略)</p>	<p>第26条の2 (略)</p> <p>(臨時免許状の申請書類) 第27条 第3章の定めるところにより、臨時免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 (1) 教育職員検定申請書 (2) 受検資格を証明する書類(学校の卒業又は修了証明書、教員免許状の写し、看護師又は保健師免許証の写し等とする。) (3) 学業成績証明書若しくは学力に関する証明書(免許法施行規則別記第2の1号様式)又はその他の学力を証明するにたりの証明書 (4) 人物に関する証明書 (5) 技術に関する証明書(技術を有することを条件とするものに限る。) (6) 身体に関する証明書 (7) 臨時免許状による任用事由書(別記第10号様式の3。以下同じ。) 2 (略)</p>

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現	改 正 後
<p>(臨時免許状に特別支援教育領域の追加を申請する者の申請書類)                  第27条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、臨時免許状に特別支援教育領域の追加を行うおととする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                  (1) 教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書                  (2) 領域を追加することとなる授与済みの特別支援学校助教諭免許状の領域を証明する若しくは基礎資格・単位修得証明書又はその他特別支援教育領域の追加可能な学力を証明するに足りる証明書                  (旧令による学校卒業者等の免許状申請書類)                  第28条 施行法第2条の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                  (1)～(6) (略)                  2 前条第2項の規定は、臨時免許状の場合に準用する。                  第29条～第30条 (略)                  (他教科免許状の申請書類)                  第31条 免許法別表第4の規定により、中学校又は高等学校の教諭の他の教科の免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                  (1) 教育職員検定申請書                  (2) 免許法別表第4の第2欄に掲げる教員免許状の写し                  (3) 基礎資格・単位修得証明書                  (4) 人物に関する証明書                  (5) 身体に関する証明書                  2 (略)                  (外国において授与された免許状を有する者等の申請書類)                  第32条 免許法第18条の規定により、免許状の授与を受けようとする者の提出すべき書類については、第26条の規定を準用する。                  第33条～第34条 (略)                  (特殊教科の免許状申請書類)                  第35条 免許法施行規則第64条第1項の規定により、特殊教科の免許状の授与を受けようとする者の提出すべき書類については、第23条の規定を準用する。                  2 免許法施行規則第64条第2項の規定により、特殊教科の1種免許状又は2種免許状を受けようとする者の提出すべき書類については、第26条の規定を準用する。                  3 免許法施行規則第65条の規定により、特殊教科の臨時免許状の授与を受けようとする者の提出すべき書類については、第27条の規定を準用する。                  第35条の2～第38条 (略)                  第39条 学業成績証明書又は単位修得証明書を発行するものは、これらを厳封して交付しなければならない。                  2 (略)</p>	<p>(臨時免許状に特別支援教育領域の追加を申請する者の申請書類)                  第27条の2 免許法第5条の2第3項の規定により、臨時免許状に特別支援教育領域の追加を行うおととする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                  (1) 教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書                  (2) 領域を追加することとなる授与済みの特別支援学校助教諭免許状の領域を証明する若しくは学力に関する証明書(免許法施行規則第2の3号様式)又はその他特別支援教育領域の追加可能な学力を証明するに足りる証明書                  (旧令による学校卒業者等の免許状申請書類)                  第28条 施行法第2条の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                  (1)～(6) (略)                  2 第27条第2項の規定は、臨時免許状の場合に準用する。                  第29条～第30条 (略)                  (他教科免許状の申請書類)                  第31条 免許法別表第4の規定により、中学校又は高等学校の教諭の他の教科の免許状を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                  (1) 教育職員検定申請書                  (2) 免許法別表第4の第2欄に掲げる教員免許状の写し                  (3) 学力に関する証明書                  (4) 人物に関する証明書                  (5) 身体に関する証明書                  2 (略)                  (外国において授与された免許状を有する者等の申請書類)                  第32条 免許法第18条の規定により、免許状の授与を受けようとする者の提出すべき書類については、第26条第1項の規定を準用する。                  第33条～第34条 (略)                  (特別支援学校自立教科教諭等の免許状申請書類)                  第35条 免許法施行規則第64条第1項の規定により、特別支援学校自立教科教諭の免許状の授与を受けようとする者の提出すべき書類については、第23条の規定を準用する。                  2 免許法施行規則第64条第2項の規定により、特別支援学校自立教科教諭の1種免許状又は2種免許状を受けようとする者の提出すべき書類については、第26条第1項の規定を準用する。                  3 免許法施行規則第65条の規定により、特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状の授与を受けようとする者の提出すべき書類については、第27条の規定を準用する。                  第35条の2～第38条 (略)                  第39条 学業成績証明書又は学力に関する証明書を発行するものは、これらを厳封して交付しなければならない。                  2 (略)</p>



教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後		更新等の 手続きに 必要な 書類を新 規に規定
	<p>第7章 更新等の手続 (有効期間更新の申請書類) 第40条 免許法第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習(以下「更新講習」という。)の課程の修了により有効期間の更新を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)(別記第17号様式) (2) 申請の対象となるすべての免許状の状況を証明する書類で次に掲げるいずれかのものであるもの</p> <p>ア 教員免許状管理簿(新免許状所持者用)(別記第18号様式)の写し イ 免許状の写し ウ 免許状授与権者が発行する教員職員免許状授与証明書 エ 有効期間更新証明書(前回の申請により、有効期間の更新がされている場合)(免許法施行規則別記第5号様式) オ 有効期間延長証明書(前回の申請により、有効期間の延長がされている場合)(免許法施行規則別記第6号様式)</p> <p>(3) 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書</p> <p>第41条 免許法第9条の2第1項の規定により、受講免除により有効期間の更新を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)(別記第19号様式) (2) 免許法施行規則第61条の4に該当することを証明する書類 (3) 前項第2号に掲げる書類 (有効期間延長の申請書類)</p> <p>第42条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定により、有効期間の延長を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 有効期間の延長申請書(別記第20号様式) (2) 免許法施行規則第61条の5に該当することを証明する書類 (3) 前条第1項第2号に掲げる書類 (更新講習修了確認の申請書類)</p> <p>第43条 平成19年改正法附則第2条第2項の規定により、更新講習修了の確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 更新講習修了確認申請書(別記第21号様式) (2) 申請の対象となるすべての免許状の状況を証明する書類で次に掲げるいずれかのものであるもの</p> <p>ア 教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)(別記第22号様式)の写し イ 免許状の写し ウ 免許状授与権者が発行する教員職員免許状授与証明書 エ 更新講習修了確認証明書(前回の申請により、更新講習の修了を確認されている場合)</p> <p>オ 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回の申請により、平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認を免除されている場合) カ 更新講習免除証明書(前回の申請により、更新講習を免除されている場合) キ 修了確認期限延長証明書(前回の申請により、修了確認期限が延期されている場合)</p> <p>(3) 免許状更新講習修了証明書又は履修証明書</p>		

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第7章 雑則                      (免許状授与証明書の発行)                      第40条 教育職員免許状授与証明書(別記第18号様式)の発行を申請する者は、教育職員免許状授与証明書交付申請書(別記第19号様式)を提出しなければならない。                      (免許状授与等の手数料)                      第41条 免許状の授与、検定、書換え、再交付又は特別支援教育領域の追加を申請する者は、京都市教育委員会手数料徴収会手数料交付申請書(別記第4号)に規定する手数料の額を、免許状授与証明書(別記第1号)に規定する手数料の額を、それぞれ京都市収入証紙(平成12年京都市条例第1号)に規定する手数料の額を、それぞれ京都市収入証紙をもつて前納しなければならない。                      2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認の申請書類)                      第43条 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の規定による修了確認期限経過後に免許状更新講習を修了して2年2箇月以内にあることについての確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                      (1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書(別記第23号様式)                      (2) 前条第2号及び第3号に掲げる書類                      (修了確認期限延期の申請書類)                      第44条 平成19年改正法附則第2条第4項の規定により、修了確認期限の延期を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                      (1) 修了確認期限延期申請書(別記第24号様式)                      (2) 免許法施行規則第7条に該当することを証明する書類                      (3) 第42条第2号に掲げる書類                      (免許状更新講習免除の申請書類)                      第45条 平成19年改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がないことの認定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。                      (1) 免許状更新講習免除申請書(別記第25号様式)                      (2) 免許法施行規則第61条の4に該当することを証明する書類                      (3) 第42条第2号に掲げる書類</p>
<p>第8章 雑則                      (免許状授与証明書の発行)                      第40条 教育職員免許状授与証明書(別記第26号様式)の発行を申請する者は、教育職員免許状授与証明書交付申請書(別記第27号様式)を提出しなければならない。                      (免許状授与等の手数料)                      第41条 免許状の授与、検定、書換え、再交付、特別支援教育領域の追加又は更新等を申請する者は、京都市教育委員会手数料徴収会手数料交付申請書(別記第4号)に規定する手数料の額を、京都市教育委員会手数料交付申請書(別記第1号)に規定する手数料の額を、それぞれ京都市収入証紙をもつて前納しなければならない。                      2 既納の手数料は、還付しない。</p>	<p>(申請期間)                      第48条 免許状の授与及び検定の申請については、4月16日から1月31日までの期間に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該期間外でも申請できるものとする。                      (1) 授与及び検定に必要な学位、修士等の基礎資格及び単位等を得た大学、短期大学の長を經由して授与を申請する場合                      (2) 就職、進学等の手続きに必要な場合                      (3) その他教育長が特に必要と認める場合                      (教科担任許可書)                      第49条 免許法附則第2項による教科の担任許可書の様式は、別記第28号様式のとおりとする。</p>
<p>(免許状の原簿)                      第42条 教育職員免許状原簿の様式は、別記第20号様式のとおりとする。                      第43条 免許法附則第2項による教科の担任許可書の様式は、別記第22号様式のとおりとする。</p>	<p>(教科担任許可書)                      第49条 免許法附則第2項による教科の担任許可書の様式は、別記第28号様式のとおりとする。</p>

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現	改 正	後
<p>(免許状の様式)            第44条 普通免許状の様式は、別記第23号様式のとおりとする。            2 特別免許状の様式は、別記第24号様式のとおりとする。            3 臨時免許状の様式は、別記第25号様式のとおりとする。</p> <p>(書類の保存期間)            第45条 免許法施行規則第76条第1項に掲げる書類の保存期間に必要事項は、教育長が定める。            (補則)            第46条 この規則の施行に必要事項は、この規則に定めるもののほか、教育長が定める。</p>	<p>(書類の保存期間)            第50条 免許法施行規則第76条第1項に掲げる書類の保存期間に必要事項は、教育長が定める。            (補則)            第51条 この規則の施行に必要事項は、この規則に定めるもののほか、教育長が定める。</p>	<p>国が新たに定めたい様式を使用する。</p>

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
別記	別記
第1号様式 教育職員免許状授与申請書	第1号様式 教育職員免許状授与申請書
<u>第2号様式及び第3号様式 削除</u>	<u>第2号様式から第4号様式まで 削除</u>
<u>第4号様式 基礎資格・単位修得証明書</u>	第5号様式 実務に関する証明書
第5号様式 実務に関する証明書	第6号様式 実務調査書
第6号様式 実務調査書	第6号様式の2 教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書
第6号様式の2 教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書	第7号様式 教育職員検定申請書
第7号様式 教育職員検定申請書	第8号様式 人物に関する証明書
第8号様式 人物に関する証明書	第9号様式 技術に関する証明書
第9号様式 技術に関する証明書	第10号様式 身体に関する証明書
第10号様式 身体に関する証明書	第10号様式の2 特別免許状授与推薦書
第10号様式の2 特別免許状授与推薦書	第10号様式の3 臨時免許状による任用事由書
第10号様式の3 臨時免許状による任用事由書	第11号様式 教育職員免許状交付申請書
第11号様式 教育職員免許状交付申請書	第12号様式 教育職員免許状書換申請書
第12号様式 教育職員免許状書換申請書	第13号様式 教育職員免許状再交付申請書
第13号様式 教育職員免許状再交付申請書	第14号様式 再交付申請事由書
第14号様式 再交付申請事由書	第15号様式 教科担任許可申請書
第15号様式 教科担任許可申請書	第16号様式 学級編制及び担当教科一覧表
第16号様式 学級編制及び担当教科一覧表	第17号様式 <u>削除</u>
第18号様式 教育職員免許状授与証明書	第17号様式 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)
<u>第18号様式 教育職員免許状授与証明書</u>	第18号様式 教員免許状管理簿(新免許状所持者用)

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第19号様式 <u>教育職員免許状授与証明書交付申請書</u></p> <p>第20号様式 <u>教育職員免許状原簿</u></p> <p>第21号様式 <u>削除</u></p> <p>第22号様式 <u>教科担任許可書</u></p> <p>第23号様式 <u>普通免許状</u></p> <p>第24号様式 <u>特別免許状</u></p> <p>第25号様式 <u>臨時免許状</u></p>	<p>第19号様式 <u>有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)</u></p> <p>第20号様式 <u>有効期間の延長申請書</u></p> <p>第21号様式 <u>更新講習修了確認申請書</u></p> <p>第22号様式 <u>教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)</u></p> <p>第23号様式 <u>教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書</u></p> <p>第24号様式 <u>修了確認期限延期申請書</u></p> <p>第25号様式 <u>免許状更新講習免除申請書</u></p> <p>第26号様式 <u>教育職員免許状授与証明書</u></p> <p>第27号様式 <u>教育職員免許状授与証明書交付申請書</u></p> <p>第28号様式 <u>教科担任許可書</u></p>

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後																																								
<p>第1号様式(第23条—第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 番 号                  _____             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;">                 京都府収入証紙                  をはってください  <small>(消印)</small> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京都府教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">フリガナ氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊦</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">都 府 道 県</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>(電話)</td> <td>本籍地</td> <td></td> <td></td> <td>都 府 道 県</td> </tr> </table> <p>私は、次のとおり免許状の授与を申請します。</p>	フリガナ氏名	㊦	生年月日	年 月 日	年 月 日	都 府 道 県	現住所	(電話)	本籍地			都 府 道 県	<p>第1号様式(第23条—第25条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 番 号                  _____             </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;">                 京都府収入証紙                  をはってください  <small>(消印)</small> </div> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">京都府教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">フリガナ氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊦</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">都 府 道 県</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>(電話)</td> <td>本籍地</td> <td></td> <td></td> <td>都 府 道 県</td> </tr> </table> <p>私は、次のとおり免許状の授与を申請します。</p>	フリガナ氏名	㊦	生年月日	年 月 日	年 月 日	都 府 道 県	現住所	(電話)	本籍地			都 府 道 県																
フリガナ氏名	㊦	生年月日	年 月 日	年 月 日	都 府 道 県																																				
現住所	(電話)	本籍地			都 府 道 県																																				
フリガナ氏名	㊦	生年月日	年 月 日	年 月 日	都 府 道 県																																				
現住所	(電話)	本籍地			都 府 道 県																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">免許状の種類</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">教諭</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">免許状</td> </tr> <tr> <td>教科又は領域</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>平成21年3月31日以前に授与された有効な免許状(臨時免許状を除く。)の有無(有・無)</p>	免許状の種類	教諭	免許状	教科又は領域			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">免許状の種類</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">教諭</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">免許状</td> </tr> <tr> <td>教科又は領域</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>平成21年3月31日以前に授与された有効な免許状(臨時免許状を除く。)の有無(有・無)</p>	免許状の種類	教諭	免許状	教科又は領域																														
免許状の種類	教諭	免許状																																							
教科又は領域																																									
免許状の種類	教諭	免許状																																							
教科又は領域																																									
<p style="text-align: center;">宣 誓</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>備考</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">教育職員免許法第5条第1項第3号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">" "</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第3号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊦</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第4号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td></td> </tr> </table> <p>署名</p> <p>成年被後見人又は被保佐人          禁錮以上の刑に処せられた者          第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者          第11条第1項から第3項までの規定により免許状取消の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者          日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	教育職員免許法第5条第1項第3号	" "	第3号	㊦	第4号	" "	第4号		第5号	" "	第5号		第6号	" "	第6号		第7号	" "	第7号		<p style="text-align: center;">宣 誓</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>備考</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">教育職員免許法第5条第1項第3号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">" "</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第3号</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊦</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第4号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7号</td> <td style="text-align: center;">" "</td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td></td> </tr> </table> <p>署名</p> <p>成年被後見人又は被保佐人          禁錮以上の刑に処せられた者          第10条第1項第2号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者          第11条第1項又は第2項の規定により免許状取消の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者          日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	教育職員免許法第5条第1項第3号	" "	第3号	㊦	第4号	" "	第4号		第5号	" "	第5号		第6号	" "	第6号		第7号	" "	第7号	
教育職員免許法第5条第1項第3号	" "	第3号	㊦																																						
第4号	" "	第4号																																							
第5号	" "	第5号																																							
第6号	" "	第6号																																							
第7号	" "	第7号																																							
教育職員免許法第5条第1項第3号	" "	第3号	㊦																																						
第4号	" "	第4号																																							
第5号	" "	第5号																																							
第6号	" "	第6号																																							
第7号	" "	第7号																																							

第2号様式から第4号様式まで 削除

第2号様式及び第3号様式 削除

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後

現 行

第4号様式(第23条、第26条、第27条、第31条関係)

受付番号

基礎資格・単位修得証明書

免許状種類	
教科	
フリガナ	
氏名	
本籍地	
都道府県	
生年月日	年 月 日

上記の者は、次のとおり教育職員免許法に規定する基礎資格を有し、次の単位を修得したことを証明する。日

(肖り 除)

[印]

- 1 基礎資格等  
教育機関等の名称 \_\_\_\_\_ 学部等名称 \_\_\_\_\_  
入学 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 学部等名称 \_\_\_\_\_  
学位・称号等 \_\_\_\_\_ の学位(称号)を有する。
- 2 修得単位

区分	学部	科目履修	認定	合計	免許法施行規則の科目名	一般的包括的内容を履修した旨の確認
に関する科目						
		合 計				
に関する科目						
		合 計				
に関する科目						
		合 計				
施行規則第66条の6に規定する科目						
総 合 計						

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

第5号様式(第23条、第26条、第27条、第28条関係)

実務に関する証明書

勤務校

職名 氏名

年 月 日 生

勤務期間	勤務年数	勤務校	職名	備考
年 月 日から .....まで	年 月			
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
休職等期間	年 月 日から	年 月 日まで	年	月 間
	休職等事由			

上記の期間勤務したことを証明します。

年 月 日

所轄庁(学校法人の理事長)

[印]

○この証明書には、第6号様式の実務調査書を添付してください。

改 正 後

第5号様式(第23条、第26条、第27条、第28条関係)

実務に関する証明書

現勤務校

職名 氏名

年 月 日 生

勤務期間	勤務年数	勤務校 (特別支援学校の場合は、担当学級及び領域)	職名	備考
年 月 日から .....まで	年 月			
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
.....から .....まで				
休職等期間	年 月 日から	年 月 日まで	年	月 間
	休職等事由			

上記の期間勤務したことを証明します。

年 月 日

所轄庁(学校法人の理事長)

[印]

○この証明書には、第6号様式の実務調査書を添付してください。





教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後																								
<p>第6号様式の2(第23条の2、第27条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>京都府収入証紙 をはってください</p> </div> <p style="text-align: center;">消印</p>	<p>第6号様式の2(第23条の2、第27条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>京都府収入証紙 をはってください</p> </div> <p style="text-align: center;">消印</p>																								
<p>教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>京都府教育委員会 様</p>	<p>教育職員免許状特別支援教育領域追加申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>京都府教育委員会 様</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">フリガナ氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">都 府</td> <td style="width: 10%;">道 県</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>(電話)</td> <td>本籍地</td> <td></td> <td>都 府</td> <td>道 県</td> </tr> </table>	フリガナ氏名	㊟	生年月日	年 月 日	都 府	道 県	現住所	(電話)	本籍地		都 府	道 県	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">フリガナ氏名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">㊟</td> <td style="width: 20%;">生年月日</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">都 府</td> <td style="width: 10%;">道 県</td> </tr> <tr> <td>現住所</td> <td>(電話)</td> <td>本籍地</td> <td></td> <td>都 府</td> <td>道 県</td> </tr> </table>	フリガナ氏名	㊟	生年月日	年 月 日	都 府	道 県	現住所	(電話)	本籍地		都 府	道 県
フリガナ氏名	㊟	生年月日	年 月 日	都 府	道 県																				
現住所	(電話)	本籍地		都 府	道 県																				
フリガナ氏名	㊟	生年月日	年 月 日	都 府	道 県																				
現住所	(電話)	本籍地		都 府	道 県																				
<p>私は、次のとおり特別支援教育領域の追加を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">既に取得している特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類</td> <td style="width: 50%;">特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類</td> </tr> <tr> <td>追加しようとする特別支援教育領域</td> <td>追加しようとする特別支援教育領域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">種別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">種別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">種別</td> </tr> </table>	既に取得している特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類	特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類	追加しようとする特別支援教育領域	追加しようとする特別支援教育領域	種別	種別	種別	種別	種別	種別	<p>私は、次のとおり特別支援教育領域の追加を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">既に取得している特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類</td> <td style="width: 50%;">特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類</td> </tr> <tr> <td>追加しようとする特別支援教育領域</td> <td>追加しようとする特別支援教育領域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">種別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">種別</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種別</td> <td style="text-align: center;">種別</td> </tr> </table>	既に取得している特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類	特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類	追加しようとする特別支援教育領域	追加しようとする特別支援教育領域	種別	種別	種別	種別	種別	種別				
既に取得している特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類	特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類																								
追加しようとする特別支援教育領域	追加しようとする特別支援教育領域																								
種別	種別																								
種別	種別																								
種別	種別																								
既に取得している特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類	特別支援学校教諭免許状の種類と特別支援教育領域の種類																								
追加しようとする特別支援教育領域	追加しようとする特別支援教育領域																								
種別	種別																								
種別	種別																								
種別	種別																								
<p>經由</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p>	<p>經由</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p>																								
<p>宣誓</p> <p>署名</p> <p>備考</p> <p>教育職員免許法第5条第1項第3号 第4号 第5号 第6号 第7号</p>	<p>宣誓</p> <p>署名</p> <p>備考</p> <p>教育職員免許法第5条第1項第3号 第4号 第5号 第6号 第7号</p>																								
<p>成年被後見人又は被保佐人 禁錮以上の刑に処せられた者 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>第11条第1項又は第2項の規定により免許状取消の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 日本国憲法施行の下に成立した政府を暴力で破壊するところを主張するに加入した者</p>	<p>成年被後見人又は被保佐人 禁錮以上の刑に処せられた者 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>第11条第1項又は第2項の規定により免許状取消の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 日本国憲法施行の下に成立した政府を暴力で破壊するところを主張するに加入した者</p>																								

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現行		改正後	
第7号様式(第26条一第28条、第31条関係)	第7号様式(第25条一第28条、第31条関係)	<p>京都府教育委員会様</p> <p>教育職員検定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>フリガナ氏名 生年月日 年 月 日 都道府県</p> <p>現住所(電話) 本籍地 都道府県</p> <p>私は、教育職員検定により、次のとおり免許状の授与又は特別支援教育領域の追加を申請します。</p> <p>免許状の種類 教科又は追加する特別支援教育領域 根拠規定</p> <p>法第 条第 項第 号別表第 備考第 勤務校名</p> <p>理由 私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>宣誓 署名</p> <p>備考 成年被後見人又は被保佐人 禁錮以上の刑に処せられた者 第10条第1項第3号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取消上の処分を受けない者 日から3年を経過しない日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する企てをした者 その他に加入した者</p>	<p>京都府教育委員会様</p> <p>教育職員検定申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>フリガナ氏名 生年月日 年 月 日 都道府県</p> <p>現住所(電話) 本籍地 都道府県</p> <p>私は、教育職員検定により、次のとおり免許状の授与又は特別支援教育領域の追加を申請します。</p> <p>免許状の種類 教科又は追加する特別支援教育領域 根拠規定</p> <p>法第 条第 項第 号別表第 備考第 勤務校名</p> <p>理由 私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>宣誓 署名</p> <p>備考 成年被後見人又は被保佐人 禁錮以上の刑に処せられた者 第10条第1項第3号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 第11条第1項又は第3項の規定により免許状取消上の処分を受けない者 日から3年を経過しない日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する企てをした者 その他に加入した者</p>

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

改 正 後

第11号様式(第29条関係)

第11号様式(第29条関係)

京都府収入証紙  
を は っ て く だ さ い

番 号

消 印

京都府収入証紙  
を は っ て く だ さ い

番 号

消 印

教育職員免許状交付申請書

教育職員免許状交付申請書

京都府教育委員会 様

京都府教育委員会 様

年 月 日

年 月 日

フリガナ氏名	生年月日	年 月 日	道 県
現住所	本籍地	都 府	道 県
	(電話)		

フリガナ氏名	生年月日	年 月 日	道 県
現住所	本籍地	都 府	道 県
	(電話)		

私は、次のとおり免許状の交付を申請します。

私は、次のとおり免許状の交付を申請します。

免許状の種類	
教科	
根拠規定	免許法施行法第1条第1項第 号

免許状の種類	
教科	
根拠規定	免許法施行法第1条第1項第 号

経由

勤務校名

宣誓  
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。

宣誓  
私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。

備考

教育職員免許法第5条第1項第3号 成年被後見人又は被保佐人  
第4号 禁錮以上の刑に処せられた者  
第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
第6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取消上の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

備考  
教育職員免許法第5条第1項第3号 成年被後見人又は被保佐人  
第4号 禁錮以上の刑に処せられた者  
第5号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  
第6号 第11条第1項又は第2項の規定により免許状取消上の処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  
第7号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現行	改正後																																
<p>第13号様式(第34条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">番号</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">京都府収入証紙 をはってください。</div> </div> <p style="text-align: center;">(消印)</p> <p>教育職員免許状再交付申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>京都府教育委員会 様</p> <p>現住所 電話番号 氏名</p> <p>私は、下記の免許状の再交付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>フリガナ氏名</td> <td>年 月 日</td> <td>本籍地</td> <td>都 府 県</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>免 許 状 番 号</td> <td>授与年月日</td> </tr> <tr> <td>免許状の種類</td> <td>免 許 教 科</td> <td>免 許 状 番 号</td> <td>授与年月日</td> </tr> <tr> <td>事 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">勤務校名</p> <p>經由 宣誓 署名</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>備考 教育職員免許法第5条第1項第3号 " 第4号 " 第5号 " 第6号 " 第7号</p> <p>成年被後見人又は被保佐人 禁錮以上の刑に処せられた者 第10条第1項第3号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 第11条第1項第2号又は第2号の規定により免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその主たる政令を暴力で破壊する行為を結成し、又はこれに加わった者</p>	フリガナ氏名	年 月 日	本籍地	都 府 県	生年月日	年 月 日	免 許 状 番 号	授与年月日	免許状の種類	免 許 教 科	免 許 状 番 号	授与年月日	事 由				<p>第13号様式(第34条関係)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">番号</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">京都府収入証紙 をはってください。</div> </div> <p style="text-align: center;">(消印)</p> <p>教育職員免許状再交付申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>京都府教育委員会 様</p> <p>現住所 電話番号 氏名</p> <p>私は、下記の免許状の再交付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>フリガナ氏名</td> <td>年 月 日</td> <td>本籍地</td> <td>都 府 県</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>年 月 日</td> <td>免 許 状 番 号</td> <td>授与年月日</td> </tr> <tr> <td>免許状の種類</td> <td>免 許 教 科</td> <td>免 許 状 番 号</td> <td>授与年月日</td> </tr> <tr> <td>事 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">勤務校名</p> <p>經由 宣誓 署名</p> <p>私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p>備考 教育職員免許法第5条第1項第3号 " 第4号 " 第5号 " 第6号 " 第7号</p> <p>成年被後見人又は被保佐人 禁錮以上の刑に処せられた者 第10条第1項第3号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 第11条第1項第2号又は第2号の規定により免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその主たる政令を暴力で破壊する行為を結成し、又はこれに加わった者</p>	フリガナ氏名	年 月 日	本籍地	都 府 県	生年月日	年 月 日	免 許 状 番 号	授与年月日	免許状の種類	免 許 教 科	免 許 状 番 号	授与年月日	事 由			
フリガナ氏名	年 月 日	本籍地	都 府 県																														
生年月日	年 月 日	免 許 状 番 号	授与年月日																														
免許状の種類	免 許 教 科	免 許 状 番 号	授与年月日																														
事 由																																	
フリガナ氏名	年 月 日	本籍地	都 府 県																														
生年月日	年 月 日	免 許 状 番 号	授与年月日																														
免許状の種類	免 許 教 科	免 許 状 番 号	授与年月日																														
事 由																																	

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

改 正 後

第17号様式(第40条関係)

東京都収入証紙  
を貼ってください。  
消印

有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

京都市教育委員会 様

(フリガナ) 氏名	(印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定) 校・機関名	職名	(職員番号)	
現住所	(電話)	本籍地	新選 市道

私は、下記1の免許状を有しており、下記2のとおり免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、有効期間の更新を申請します。

( 移行 未見 )

記

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての講習並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

- 注 1 「勤務(予定) 校・機関名」及び「職名(職員番号)」の欄は、該当しない場合は、記入不要です。  
 2 「1 有する免許状」について  
 (1) 申請の対象となるすべての免許状について記入し、その状況を証明する書類(教員免許管理簿の写し、免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間の延長されている場合は有効期間延長証明書)のいずれか)を添付してください。  
 (2) 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。  
 3 「2 修了又は履修した免許状更新講習」について  
 (1) 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください(開設者から修了証明書を免許管理室に送付する場合は不要です。)  
 (2) 「対象免許種」欄には、教員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください(複数に○印を記入することも可能です。)



教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

改 正 後

第19号様式(第40条関係)

京都府収入印紙  
を貼ってください。

有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)

京都市教育委員会 様

(フリガナ) 氏名	) (印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関名	職名	(職員番号)	( )
居住地	(電話)	本籍地	籍貫

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者  
に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習の受講を免除の上で有  
効期間の更新を受けることを申請します。

(発行 未見)

記

- 1 免除事由:
- 2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 1 「勤務(予定)校・機関名」及び「職名(職員番号)」の欄は、該当しない場合、記入不要です。
- 2 表紙を授けた場合、「1 免除事由」には、裏紙を付した主体及び裏紙時刻も記入してください。
- 3 「2 有する免許状」について
  - (1) 申請の対象となるすべての免許状について記入し、その状況を証明する書類(教育免許管理簿の写し、免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書(有効期間の延長されていない場合は有効期間延長証明書)のいずれか)を添付してください。
  - (2) 記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがあります。

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者であることを証明します。

年 月 日  
証明権者職氏名

(印)



教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後																																										
(参考) 夫見)	(フリガナ) 氏名																																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 京都市収入証紙 をばつてくさい。             </div>																																										
	第20号様式 (第41条関係)																																										
	京都市教育委員会 様 有効期間の延長申請書																																										
	年 月 日 (フリガナ) 氏名 (印) 生年月日 年 月 日 勤務状・機関名 職名 (職員番号) 年 月 日 現住所 (電話) 本籍地 年 月 日																																										
	私は、下記1のとおり教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の6の規定により、下記4の免許状の有効期間について下記2まで延長を受けることを申請します。																																										
	記 1 延長事由： 2 申請有効期間満了日： 年 月 日 3 延長前の有効期間： 年 月 日 4 有する免許状																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>免許状番号</th> <th>授与年月日</th> <th>授与権者</th> <th>免許状に記載の氏名</th> <th>免許状に記載の免許の本籍地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の免許の本籍地																																				
種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の免許の本籍地																																						
	注 [4. 有する免許状について (1) 申請の対象となるすべての免許状について記入し、その状況を証明する書類(教育職員免許管理簿の写し)を添付する。免許状の写しは授与権者が発行する授与権者(現行)の授与権者(延長)と異なる場合は、その旨を証明する書類(教育職員免許法施行規則第61条の6の規定による)を添付してください。 (2) 記載内容に誤りがあった場合、延長されないことがあります。																																										
	上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明します。																																										
	年 月 日 証明権者職氏名 (印)																																										

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現

行

改正

後

第21号様式 (第42条関係)

京都府収入証様  
をばつてください。  
(印)

更新講習修了確認申請書

京都市教育委員会 様

(フリガナ) \_\_\_\_\_ ) 年 月 日  
氏名 (印) \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
勤務(予定) 校・機関名 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ (職員番号) \_\_\_\_\_  
現住所 \_\_\_\_\_ (電話) \_\_\_\_\_ 本籍地 \_\_\_\_\_ 報道所 \_\_\_\_\_

私は、下記1の免許状を有しており、下記2のとおり免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法令(平成20年法律第99号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する法令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けることを申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の職の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
修業の期間及び学校の内外における通修能力に関する事項		年 月 日	
検科指導・生徒指導その他の教育内容の充実に関する事項		年 月 日	教・養・学 教・養・学 教・養・学

注 1 「勤務(予定) 校・機関名」及び「職名(職員番号)」の欄は、該当しない場合、記入不要です。  
 2 「1 有する免許状」について  
 (1) 申請の対象となるすべての免許状について記入し、その状況を証明する書類(教育免許状管理簿の写し、免許状交付簿の写し、免許状交付簿の写し、免許状交付簿の写し、免許状交付簿の写し、免許状交付簿の写し)及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法令(平成20年法律第99号)附則第2条第2項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する法令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項第3号の規定に基づき、更新講習修了確認を受ける場合、修了確認期間が経過している場合は修了確認期間満了の旨を記載してください。  
 (2) 記載事項に誤りがあった場合、訂正をされないことがあります。  
 3 「2 修了又は履修した免許状更新講習」について  
 (1) 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。(開設者から修了証明書を発行する場合に限ります。)  
 (2) 「対象免許種」欄には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「学」に〇印を記入してください。(複数に〇印を記入することも可能です。)

(移行 未見)

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

改 正 後

第22号様式(第13条、第14条、第16条関係)

教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)

氏名	フリガナ		フリガナ		生年月日	年 月 日	免許状の種類 (旧免許状)	免許状の取得 (旧免許状)	年 月 日	免許状の番号	免許状の番号		免許状の取得 (新免許状)	年 月 日	所屬校 (新免許状)
	姓	名	姓	名							種別	目録			

教員免許状管理簿(旧免許状所持者用)

氏名	フリガナ		フリガナ		生年月日	年 月 日	免許状の種類 (旧免許状)	免許状の取得 (旧免許状)	年 月 日	免許状の番号	免許状の番号		免許状の取得 (新免許状)	年 月 日	所屬校 (新免許状)
	姓	名	姓	名							種別	目録			

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

改 正 後

第23号様式(第43条関係)

京都府収入証紙  
を貼ってください。

印

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第3項第3号の確認申請書

京都府教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ) 氏名 ) 生年月日 ) 年 月 日

勤務(予定)校・機関名 ) 職名 (職員番号 )

居住所 (電話) 本籍地 ) 郵便番号

私は、下記1の免許状を有しており、下記2のとおり免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開 校 者	修 了 (履 修) 年 月 日	対象免許種
新課程についての研修並びにそのほか、教育実践の向上及び学校の中における職務能力についての理解に関する事項		年 月 日	
総括指導・生徒指導その他の教育内容の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 1 「勤務(予定)校・機関名」及び「職名(職員番号)」の欄は、該当しない場合、記入不要です。

2 「1 有する免許状」について

(1) 申請の対象となるすべての免許状について記入し、その状況を証明する書類(教育免許状等関係の写し、免許状の写し、担当校者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第3項第3号の添付証明書(前期免除)のいずれか)を添付してください。

(2) 「2 修了又は履修した免許状更新講習」について


3 (1) 開校者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。(開校者から修了証明書を有する講習であれば「教」・「養」・「栄」を記載し、開校者から修了証明書を有する講習であれば「栄」に○印を記入してください(種類に○印を記入することも可能です。))

(新行 夫見)

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表


現 行 改 正 後

第24号様式(第44条関係)

京都市収入証紙  
を貼ってください。  


修了確認期限延期申請書

京都市教育委員会 様

(フリガナ) 年 月 日  
氏名  生年月日 年 月 日  
勤務校・機関名 職名 (職員番号) )  
現住所 (電話) 本籍地 都道府県

私は、下記4の免許状を有しており、下記1のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同省令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定により、下記2まで修了確認期限の延期を受けることを申請します。

(参考 未見)

記

- 1 延期事由:
- 2 申請修了確認期限: 年 月 日
- 3 延期前の修了確認期限: 年 月 日
- 4 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 注 1 「勤務(予定)校・機関名」及び「職名(職員番号)」の欄は、該当しない場合、記入不要です。  
2 「4 有する免許状」について  
(1) 申請の対象となるすべての免許状について、その状況を証明する書類(教育職員免許管理情報の写し、免許状の写し)提出し、提出書類が授与する事由に該当する旨を証明し、延期期間又は修了確認期限又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の免許状(前回は免許状の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の免許状)の写しを添付してください。  
(2) 記載内容に誤りがあった場合、延期されないことがあります。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当することを証明します。

年 月 日  
証明権者職氏名 

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

改 正 後

第25号様式(第46条関係)

京都府収入証紙  
をばつて下さい。

消印

免許状更新講習免除申請書

京都府教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ) 氏名	(印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関名	職名	(職員番号)	
現住所	(電話)	本籍地	都道府県

私は、下記2の免許状を有しており、下記1のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省委令第9号)附則第10条第1項に該当する者に出向するため、同省令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

記

- 1 免除事由:
- 2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 注 1 「勤務(予定)校・機関名」及び「職名(職務番号)」の欄は、該当しない場合、記入不要です。
- 2 表彰を受けた場合、「1 免除事由」には、表彰を行った主体及び表彰時期も記入して下さい。
- 3 「2 有する免許状」について

- (1) 申請の対象となるすべての免許状について、その状態を証明する書類(教員免許状管理簿の写し、免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書(前回は免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が短期されている場合は修了確認期限証明書のいずれか)を添付して下さい。
- (2) 記載内容に誤りがある場合、免除されることがあります。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省委令第9号)附則第10条第1項に規定する者であることを証明します。

年 月 日  
証明権者欄氏名

印

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正																																													
1  (新 規)	第 206 号 様 式 (第 46 条 関 係)  第 号  <b>教育職員免許状授与証明書</b>  本 籍 地 氏 名 生 年 月 日                      年   月   日  上 記 の 者 に 下 記 の 教 育 職 員 免 許 状 を 授 与 し た こ と を 証 明 し ま す 。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">免 許 状 種 類</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>教 科 、 専 項 又 は 領 域</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>免 許 状 番 号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>授 与 年 月 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>授 与 権 者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>規 則 規 定</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">追 加 し た 領 域 及 び 追 加 年 月 日</td> <td>領 域 名</td> <td>通 加 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 効 期 間 の 満 了 日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	免 許 状 種 類				教 科 、 専 項 又 は 領 域				免 許 状 番 号				授 与 年 月 日	年	月	日	授 与 権 者				規 則 規 定				追 加 し た 領 域 及 び 追 加 年 月 日	領 域 名	通 加 年 月 日			年 月 日			年 月 日			年 月 日		有 効 期 間 の 満 了 日	年	月	日	備 考			
免 許 状 種 類																																														
教 科 、 専 項 又 は 領 域																																														
免 許 状 番 号																																														
授 与 年 月 日	年	月	日																																											
授 与 権 者																																														
規 則 規 定																																														
追 加 し た 領 域 及 び 追 加 年 月 日	領 域 名	通 加 年 月 日																																												
		年 月 日																																												
		年 月 日																																												
		年 月 日																																												
有 効 期 間 の 満 了 日	年	月	日																																											
備 考																																														
	年 月 日  京 都 府 教 育 委 員 会																																													

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

改

現 行

第17号様式 削除

第18号様式 (第40条関係)

免証第 号

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地	氏 名	
生 年 月 日	年 月 日	
免許状の種類		
教科又は特別 支援教育領域		
免許状授与の 根拠規定		
免許状授与 の年 月 日	年 月 日	
免許状番号	第 号	
追加した特別 支援教育領域 及び追加年月 日	追加した特別支援教育領域	追 加 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

上記のとおり授与したことを証明します。

年 月 日

京都市教育委員会

(削る)

(削 除)



教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後																																										
<p>第19号様式(第40条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">京都府収入証紙 をはってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">発行番号</td> <td style="width: 30%;">発行日付</td> <td style="width: 40%;">No. . . . .</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">教育職員免許状授与証明書交付申請書</p> <p style="text-align: center;">京都府教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">現 住 所 電 話 番 号 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </div> <p style="text-align: center;">④</p> <p>私は、次のとおり免許状授与証明書 通の交付を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>氏名(フリガナ)</td> <td>本籍地</td> <td>都 道 府 県</td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許状の種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教科又は特別</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援教育領域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許状授与の</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>根拠規定</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許状授与</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許状番号</td> <td>第 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>追加した特別</td> <td>追加</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支援教育領域</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>及び追加年月日</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係</td> <td>原簿照合</td> </tr> </table>	発行番号	発行日付	No. . . . .	氏名(フリガナ)	本籍地	都 道 府 県	生 年 月 日	年 月 日		免許状の種類			教科又は特別			支援教育領域			免許状授与の			根拠規定			免許状授与	年 月 日		免許状番号	第 号		追加した特別	追加	年 月 日	支援教育領域		年 月 日	及び追加年月日		年 月 日		係	原簿照合	<p>第27号様式(第46条関係)</p>
発行番号	発行日付	No. . . . .																																									
氏名(フリガナ)	本籍地	都 道 府 県																																									
生 年 月 日	年 月 日																																										
免許状の種類																																											
教科又は特別																																											
支援教育領域																																											
免許状授与の																																											
根拠規定																																											
免許状授与	年 月 日																																										
免許状番号	第 号																																										
追加した特別	追加	年 月 日																																									
支援教育領域		年 月 日																																									
及び追加年月日		年 月 日																																									
	係	原簿照合																																									

注 1 「氏名(フリガナ)」及び「本籍地」の欄は、免許状の授与時の氏名(フリガナ)及び本籍地を記載すること。ただし、免許状の書換を行った場合は、書換後の氏名(フリガナ)及び本籍地を記載してください。

2 「係」及び「原簿照合」欄は記載しないでください。

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行

第20号様式(第42条関係)

免許状番号										
授与年月日										
免許種類										
免許又は特別支援教育領域										
根拠規定										
基礎資格										
基礎資格取得年月日										
修得単位数										
教育機関等										
学科等名										
所有免許種類										
所有免許教科										
同取得年月日										
追加する特別支援教育領域										
同追加修得単位数										
同追加の根拠規定										
同追加取得年月日										
その他単位修得機関										
特定分野										
認定試験実施機関										
同合格証書番号										
同取得年月日										
実務経験年数										
同起算年月日										
介護等体験										
本籍地										
氏名										
生年月日										
備考										

改 正 後

(肖) (除)

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後																																	
<p>第22号様式(第43条関係)</p> <p>教科担任許可書</p> <p>番 号</p> <p>年 月 日付で申請のあった教科担任については、教育職員免許                  学校長.....</p> <p>法附則第2項の規定により次のとおり許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p>京 都 府 教 育 委 員 会</p> <p>担任することを許可する教科及び期間</p> <table border="1" data-bbox="694 1232 1268 2116"> <thead> <tr> <th>教 諭 氏 名</th> <th>教 科</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>～</td></tr> </tbody> </table> <p>注 この指令書は学校長において保管してください。</p>	教 諭 氏 名	教 科	期 間			～			～			～			～			～			～			～			～			～			～	<p>第28号様式(第49条関係)</p>
教 諭 氏 名	教 科	期 間																																
		～																																
		～																																
		～																																
		～																																
		～																																
		～																																
		～																																
		～																																
		～																																
		～																																

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第23号様式(第44条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>契</p> <p>(学校種等) 教諭(種別) 免許状                      (申請者の本籍地)                      (申請者氏名)                      (年 月 日生)</p> <p>上記の者に(根拠法令)の定めるところにより(下記の教諭又は下記の領域等について)、(学校種等)教諭(種別)免許状を授与する。</p> <p>(記)                      (教科又は領域等)</p> <p>年 月 日                      京都市教育委員会 印                      第 号</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>授与条件</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div> </div> </div> </div> <p>授与条件等の記載事項については、免許法施行規則別記様式又は免許法施行法施行規則別記第1号様式の表面及び裏面の記載注意を準用します。</p>	<p>(前 除)</p>

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第24号様式(第44条関係)</p> <p>表</p> <p>(学校種等) 教諭特別免許状</p> <p>(申請者の本籍地) (申請者氏名) (年 月 日生)</p> <p>上記の者に(根拠法令)の定めるところにより(下記)の教科又は下記の領域等について、(学校種等)教諭特別免許状を授与する。</p> <p>(記) (教科又は領域等)</p> <p>年 月 日 京都市教育委員会 印 第 号</p> <p>授与条件</p> <p>授与条件等の記載事項については、免許法施行規則別記様式又は免許法施行法施行規則別記第1号様式の表面及び裏面の記載注意を併用します。</p>	<p>(尚) 除</p>

教育職員免許に関する規則(昭和49年京都市教育委員会規則第2号)の一部改正に係る新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第25号様式(第44条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>授与条件</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 10px 0;"></div> <p>(学校種等) 助教諭免許状 (申請者の本籍地) (申請者氏名) (年 月 日生)</p> <p>上記の者に(模範法令)の定めるところにより(下記の教科又は下記の領域等について)、(学校種等)助教諭免許状を授与する。</p> <p>(記) (教科又は領域等)</p> <p>年 月 日 京都市教育委員会 印 第 号</p> </div>	<p>(肖り 除)</p>

授与条件等の記載事項については、免許法施行規則別記第1号様式又は免許法施行法施行規則別記第2号様式の表面及び裏面の記載  
注意を準用します。

京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則 (平成12年京都市府規則第4号) 新旧対照表

現 行			改 正 案				
事	務	手数料の名称	手数料の額	事	務	手数料の名称	手数料の額
1	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項及び第16条の2第1項の規定による普通免許状の授与	教育職員普通免許状授与手数料	1件につき 3,300円	1	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項及び第16条の2第1項の規定による普通免許状の授与	教育職員普通免許状授与手数料	1件につき 3,300円
2	教育職員免許法第5条第2項の規定による特別免許状の授与	教育職員特別免許状授与手数料	1件につき 3,300円	2	教育職員免許法第5条第3項の規定による特別免許状の授与	教育職員特別免許状授与手数料	1件につき 3,300円
3	教育職員免許法第5条第5項の規定による臨時免許状の授与	教育職員臨時免許状授与手数料	1件につき 1,700円	3	教育職員免許法第5条第6項の規定による臨時免許状の授与	教育職員臨時免許状授与手数料	1件につき 1,700円
4	教育職員免許法第15条の規定による免許状の書換え	教育職員免許状書換え手数料	1件につき 870円	4	教育職員免許法第15条の規定による免許状の書換え	教育職員免許状書換え手数料	1件につき 870円
5	教育職員免許法第15条の規定による免許状の再交付	教育職員免許状再交付手数料	1件につき 1,100円	5	教育職員免許法第15条の規定による免許状の再交付	教育職員免許状再交付手数料	1件につき 1,100円
6	教育職員免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	教育職員検定手数料	1件につき 1,700円	6	教育職員免許法第6条第1項の規定による教育職員検定	教育職員検定手数料	1件につき 1,700円
7	教育職員免許法第5条の2第3項の規定による普通免許状の特別支援教育領域の追加	教育職員普通免許状特別支援教育領域追加手数料	1件につき 3,300円	7	教育職員免許法第5条の2第3項の規定による普通免許状の特別支援教育領域の追加	教育職員普通免許状特別支援教育領域追加手数料	1件につき 3,300円
8	教育職員免許法第5条の2第3項の規定による臨時免許状の特別支援教育領域の追加	教育職員臨時免許状特別支援教育領域追加手数料	1件につき 1,700円	8	教育職員免許法第5条の2第3項の規定による臨時免許状の特別支援教育領域の追加	教育職員臨時免許状特別支援教育領域追加手数料	1件につき 1,700円
				9	教育職員免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	教育職員免許状有効期間更新手数料	1件につき 3,300円
				10	教育職員免許法第9条の2第5項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	教育職員免許状有効期間延長手数料	1件につき 1,700円

別表第2(第2条関係)

別表第2(第2条関係)

京都府教育委員会手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第4号）新旧対照表（案）

現	行	改正案		
		11 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定による更新講習修了確認	教育職員免許状更新講習修了確認手数料	1件につき 3,300円
		12 改正法附則第2条第3項第3号の規定による修了確認期限経過後に免許状更新講習を修了して2年2箇月以内にあることについての確認	修了確認期限経過後教育職員免許状更新講習修了確認手数料	1件につき 3,300円
		13 改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期	教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料	1件につき 1,700円
		14 改正法附則第2条第5項の規定による免許状更新講習を受ける必要がないことの認定	教育職員免許状更新講習免除認定手数料	1件につき 3,300円



京都府教育委員会規則第7号  
教育職員免許状に係る教育の職を定める規則

(趣旨)

第1条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。)附則第3条第2号及び第3号並びに免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。)第9条第1項第2号及び第3号に規定する者は、この規則の定めるところによる。

(修了確認義務を課す教育委員会等の職員)

第2条 改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、京都府又は京都府内の市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が設置する学校(以下「公立学校」という。)の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者(以下「公立学校の教育職員であったことのある者」という。)で、次に掲げる者とする。

- (1) 京都府教育委員会及び京都府内の市町村教育委員会(以下「教育委員会」という。)の教育長
- (2) 教育委員会の事務局及び教育機関(公立学校を除く。以下「教育委員会事務局等」という。)の指導主事、社会教育主事及び人事主事
- (3) 前2号に定める者のほか、管理又は監督的地位にある職員(以下「管理監督職員」という。)として教育委員会事務局等に在職している者又は京都府教育委員会教育長(以下「府教育長」という。)が特に認めた者

(修了確認義務を課す教育の職)

第3条 改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立学校の教育職員であったことのある者であって、教育委員会の教育長若しくは教育委員会事務局等の指導主事、社会教育主事、人事主事その他管理監督職員として在職したことのある者又は公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭若しくは指導教諭であったことのある者で教育委員会の要請に応じ、引き続いて京都府、京都府内の市町村又は国立大学法人(以下、本号において「府、市町村又は大学」という。)の職員となるため京都府又は京都府内の市町村を退職し、引き続き当該府、市町村又は大学の管理監督職員として在職している者
- (2) 教育職員であったことのある者で、京都府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事
- (3) 前2号に定める者のほか、府教育長が特に認めた者

(更新講習を受講することができる教育委員会の職員)

第4条 更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教育職員であったことのある者で、次に掲げる者とする。

- (1) 教育委員会の教育長
- (2) 教育委員会事務局等の指導主事、社会教育主事及び人事主事
- (3) 前2号に定める者のほか、教育委員会事務局等に管理監督職員として在職している者又は府教育長が特に認めた者

(更新講習を受講することができる教育の職)

第5条 更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立学校の教育職員であったことのある者で教育委員会の要請に応じ、引き続いて国、京都府、京都府内の市町村、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人(以下、本号において「国等」という。)の職員となるため京都府又は京都府内の市町村を退職し、引き続き当該国等の職員として在職している者
- (2) 京都府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事
- (3) 前2号に定める者のほか、府教育長が特に認めた者

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、府教育長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

京都府教育委員会規則第8号

教育職員免許状更新講習免除規則

(趣旨)

第1条 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。)  
第61条の4第2号及び第4号並びに教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「改正省令」という。)附則第10条第1項第2号及び第4号に規定する者並びに施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰は、この規則の定めるところによる。

(教育委員会等の免除対象者)

第2条 施行規則第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、京都府又は京都府内の市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)が設置する学校(以下「公立学校」という。)の教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者(以下「公立学校の教育職員であったことのある者」という。)で、次に掲げる者とする。

- (1) 京都府教育委員会及び京都府内の市町村教育委員会(以下「教育委員会」という。)の教育長
- (2) 教育委員会の事務局及び教育機関(公立学校を除く。以下「教育委員会事務局等」という。)の指導主事、社会教育主事及び人事主事
- (3) 前2号に定める者のほか、管理又は監督的地位にある職員(以下「管理監督職員」という。)として教育委員会事務局等に在職している者又は京都府教育委員会教育長(以下「府教育長」という。)が特に認めた者

(学校法人等の免除対象者)

第3条 施行規則第61条の4第4号及び改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立学校の教育職員であったことのある者であって、教育委員会の教育長若しくは教育委員会事務局等の指導主事、社会教育主事、人事主事その他管理監督職員として在職したことのある者又は公立学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭若しくは指導教諭であったことのある者で教育委員会の要請に応じ、引き続いて京都府、京都府内の市町村又は国立大学法人(以下、本号において「府、市町村又は大学」という。)の職員となるため京都府又は京都府内の市町村を退職し、引き続き当該府、市町村又は大学の管理監督職員として在職している者
- (2) 教育職員であったことのある者で、京都府内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する学校法人の理事
- (3) 前2号に定める者のほか、府教育長が特に認めた者

(優秀教員表彰受賞による免除対象者)

第4条 施行規則第61条の4第5号及び改正省令附則第10条第1項第5号に規定する表彰は、教員表彰実施要項(平成18年9月20日文部科学大臣裁定)に定める個人の表彰であって、有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年の間に表彰されたものとする。

(補則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、府教育長が定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。